

社援発 0329 第 16 号
平成 25 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」の一部改正について

福祉ホームの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の要件緩和については、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成 12 年 9 月 8 日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）により定められておりますが、今般、当該通知を別添のとおり改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の移譲される市（特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

新	旧
障 第 6 6 9 号 社 援 第 2 0 2 8 号 平成 12 年 9 月 8 日 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚 生 省 社 会 ・ 援 護 局 長 国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が 福祉ホームを設置する場合の要件緩和について（通知） 従来、福祉ホームについては、都市部等土地の取得が極めて困難な地域（以下「都市部等 地域」という。）に限り、国及び地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置する ことを認めてきたところです。 福祉ホームを経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、福祉ホームの設置に必 要な土地及び建物のいずれについても、福祉ホームの設置者が所有権を有しているか、又は 国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望まし いと考えられます。 その一方で、障害者の地域における生活を推進していくためには、就労や日中の活動の場 の確保とともに、地域での生活の場を確保していくことが重要となり、福祉ホームは、この ような点で非常に重要な役割を果たすものと考えられます。 このため、今般、従来の取扱いを改めることとし、福祉ホームの設置については、下記の とおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配意をお願いします。 なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の 規定に基づく技術的助言として発出するものです。	障 第 6 6 9 号 社 援 第 2 0 2 8 号 平成 12 年 9 月 8 日 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚 生 省 社 会 ・ 援 護 局 長 国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が 福祉ホームを設置する場合の要件緩和について（通知） 従来、福祉ホームについては、都市部等土地の取得が極めて困難な地域（以下「都市部等 地域」という。）に限り、国及び地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置する ことを認めてきたところです。 福祉ホームを経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、福祉ホームの設置に必 要な土地及び建物のいずれについても、福祉ホームの設置者が所有権を有しているか、又は 国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望まし いと考えられます。 その一方で、障害者の地域における生活を推進していくためには、就労や日中の活動の場 の確保とともに、地域での生活の場を確保していくことが重要となり、福祉ホームは、この ような点で非常に重要な役割を果たすものと考えられます。 このため、今般、従来の取扱いを改めることとし、福祉ホームの設置については、下記の とおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配意をお願いします。 なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の 規定に基づく技術的助言として発出するものです。

新 記	旧 記
1 要件緩和の内容 福祉ホームについては、これまで、都市部等地域において、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービス（療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は身体障害者社会参加支援施設を営んでいる既設の社会福祉法人（以下「法人」という。）に限り、都市部等地域以外の地域にも拡大すること。 なお、福祉ホームを営む事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記するものとする。 また、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、無料又は極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が寄付金等により当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。 2 施行期日 この通知は平成 12 年 9 月 8 日から施行するものとする。	1 要件緩和の内容 福祉ホームについては、これまで、都市部等地域において、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、<u>障害者自立支援法</u>（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービス（療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は身体障害者社会参加支援施設を営んでいる既設の社会福祉法人（以下「法人」という。）に限り、都市部等地域以外の地域にも拡大すること。 なお、福祉ホームを営む事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記するものとする。 また、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、無料又は極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が寄付金等により当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。 2 施行期日 この通知は平成 12 年 9 月 8 日から施行するものとする。